

会 議 録

1 会議名

第2回上越市同和対策等審議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 協議事項

① 第5次人権総合計画の策定について（公開）

(2) 報告事項

① 「第72回全国人権・同和教育研究大会」の書面開催について

② 「令和3年度版人権・同和対策事業の概要」の配付について

③ 「公正な採用選考に向けた研修会」の開催について

3 開催日時

令和3年8月5日（木）午前10時から正午まで

4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎4階 401会議室

5 傍聴人の数

0人

6 出席者名（敬称略）

- ・ 委員：寺田喜男（会長）、宮下礼子、荻原キミ子、蓑輪富士子、宇賀田房代
嶋田守雄、小黒正勝、栗原陽一、大塚和雄、龍池妃都美、佐藤睦子
- ・ 事務局：野上自治・市民環境部長、太田共生まちづくり課長、宮崎福祉課長
橋本高齢者支援課副課長、米山こども課長、平原産業政策課副課長
柳澤すこやかなくらし包括支援センター次長、牧井学校教育課副課長
福山社会教育課副課長、道場男女共同参画推進センター長
大島人権・同和対策室長、太田人権・同和対策室副室長

7 発言の内容

議題(1)協議事項 ①第5次人権総合計画の策定について

資料に基づき、大島人権・同和対策室長が概要を説明

【寺田会長】

- ・ 意見や質問などがあつたら、遠慮なく発言してほしい。
- ・ 最初に私から、第1章1「計画策定の趣旨」に平成28年施行の人権三法の記述を

加えてはどうか。文脈からしても適当であり、このあとの各論部分での捉えがしやすくなると思う。

【大島人権・同和対策室長】

- ・障害者差別解消法とヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法についての追記を検討する。

【寺田会長】

- ・第1章「体系図」の目標達成のための施策「人権侵害の救済に向けて」の「向けて」について、ここだけ他の記述「確立」「推進」「促進」「充実」「改善」と異なるため、「推進」などに改めてはどうか。

【大島人権・同和対策室長】

- ・現在の人権総合計画上はこの記述だったが、確かにこれだけ体言止めでないのは不自然なので修正を検討する。

【寺田会長】

- ・第2章第1節の「現状と課題」で「情報社会の進展」とあるが、第3章では「情報化の進展」が出てくる。どこが違うのか、どう使い分けるのか、全体の中で考えていかなければならない問題と感じた。

【大島人権・同和対策室長】

- ・その部分の担当課である総務管理課と、言葉の使い分けや定義について、もう一度協議する。

【寺田会長】

- ・第2章第1節の「現状と課題」で市の本人通知制度登録率「0.98%」とあるが、計画全体を通して、ここだけ小数第二位まで記述しているので気になった。

【大島人権・同和対策室長】

- ・全体を通して、桁の統一を図る。

【寺田会長】

- ・全体を通して、年代表記の統一の視点で、例えば「30代」か「30歳代」のどちらか。また、割合の表記について、第2章に2か所「2割」と出てくるが、他は全てパーセント表記のため、統一した方がよい。

【大島人権・同和対策室長】

- ・数値や単位は全体を通して統一する。

【寺田会長】

- ・第2章第1節の「施策の基本方向」で「プライバシーを保護する」とあるが、「プライバシー権を保護する」の方が適当ではないか。また、「市民一人ひとりの基本的人権を保障しなければならない」との記述があるが、プライバシーからいきなり基本的人権にまでさかのぼらなければいけないのか。むしろ、プライバシーと書いてあるなら、後段は「一人ひとりのプライバシーの権利を保障しなければなりません」でとどめてもよいのではないか。

さらに、第2章第2節の「実施施策」に複数の「すこやかなくらし包括支援センターでは」とあるが、他は同様の記述をしていないので統一してはどうか。

【大島人権・同和対策室長】

- ・プライバシーの件は、担当課と協議の上で対応する。また、「すこやかなくらし包括支援センター」の件は、記述を統一する。

【小黒委員】

- ・第3章第4節2の「現状と課題」で、市内の雇用情勢について「有効求人倍率が1倍程度で推移するなど、厳しい状況が続いています」とあるが、確かに昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響で有効求人倍率が大幅に低下したが、現在は回復傾向にある。今年6月のハローワーク上越の有効求人倍率は1.26倍で昨年同期よりも0.19ポイント向上している。

ちなみに、平成ではリーマンショック後が一番厳しい状況に陥り、平成21年度の平均で0.44倍まで低下し、1倍に回復するまで3年強かかった。その後、28年度まで1倍を挟んで厳しい情勢が続いた。28年5月に1.01倍となってからは、これまで一度も1倍を下回っておらず、62か月連続して1倍を超えている。確かに人手不足と言われた30年度や令和元年度に比べると今は厳しいということになるかもしれないが、この「1倍程度で推移する」の記述については再検討してほしい。なお、雇用情勢の判断としては、感染症の影響はこれからも心配されるところなので、この感染症が雇用に与える影響を今後も注視する必要があると捉えている。

【大島人権・同和対策室長】

- ・小黒委員から、後半に「注視する必要がある」との言葉をいただいたので、担当課からアドバイスをもらいながら、そういった記述に改める。

【栗原委員】

- ・市民意識調査から、学校教育における同和教育、人権教育の成果が特に若年層に表

れていると感じた。以前は学校教育に取り上げられなかったような人権にかかわる学習、部落問題学習を今実施しているが、その学習を受けた10代、20代が認知することで表れた結果と捉えている。そこで、学校教育全体でこの結果をどう捉えるかということ考えたときに、教育委員会が出している施策方針は、多様な施策がベースになっている。これは各小中学校が実施すべき施策ということで大切なことだが、人権都市を宣言している上越市なので、人権教育・同和教育の施策こそが中核になるという意味を込め、「学力向上」と「人権教育・同和教育」の2本柱にしてもよいのではないか。

それと、様々な研修会に一般の方は関心がある一方、企業の参加が少ないという事実があることから、第5次人権総合計画の中に中高年や企業に対する人権教育・人権啓発に向けて新たな施策が必要ではないか。

【大島人権・同和対策室長】

- ・最初の学校教育の大きな方針「学力向上」と「人権教育・同和教育」の2本柱に改める件は、後ほど学校教育課が回答する。後段の中高年や企業に対する人権教育・人権啓発に向けた新たな施策については、県内で今の「人権教育・同和教育」を始めた時期からすると、現在35歳前後の方までは小中学校でしっかりと「人権教育・同和教育」を受けている世代になる。それ以上の年齢の方は今と同様の「人権教育・同和教育」を受けていない世代になり、市民意識調査の結果でも出ているので、その辺をどうするかは今後の課題と思っている。

現状においては、社会教育課でもいろいろと市民啓発に向けた研修機会を提供しており、当対策室でもハローワーク上越とともに毎年実施している企業向け研修を今年は8月20日に予定している。また、市民向けセミナーなども毎年実施している。このような研修機会をいかに増やし、それをどうPRしていくかということは、工夫しながらやっていきたい。

【牧井学校教育課副課長】

- ・「人権教育・同和教育」の取組成果を高く評価してもらいたい。委員をはじめ市民の理解と協力に感謝している。教育委員会の施策方針について、私個人としては、当市は人権都市宣言をしていることを踏まえれば「学力向上」と「人権教育・同和教育」は重点と捉えている。しかし、学校教育に求められているものは他にも多数ある。現在、第4次教育計画の策定に取り掛かっており、そこにも当然入れる予定である。

【嶋田委員】

- ・第3章第2節3の「現状と課題」で、「同和教育を中核にした人権教育を推進する」とある。これは県の方針と思うが、その下に「同和問題をはじめとする様々な人権課題についての学習を『部落問題学習、人権教育』と表記し」とある。今年に入って教育委員会と協議し、「部落問題学習」を表記してもらったが、この表現には違和感がある。私が言っている「部落問題学習」とは部落問題に特化した授業をしてほしいという意味であり、部落問題を抜きにした人権教育、同和教育が行われることを危惧して「部落問題学習」を表記してもらったと理解している。

【寺田会長】

- ・この辺は、いろいろな言葉が出てきて分かり難く、私自身も整理が必要と思っていた。市の考えは。

【牧井学校教育課副課長】

- ・意見を踏まえて記述を整理する。部落問題学習の中に同和問題の学習と様々な人権課題の学習を含めていた。部落問題学習の中でいじめなどの様々な人権課題の学習を行い、同和問題の学習をしていると誤った認識を持っているとの指摘を関係団体から受けたものと捉えている。そこで、改めてしっかりと同和問題を学習し、さらには「部落問題学習・人権教育」を併記することで、部落問題学習と人権教育を区別し、それぞれをしっかりと学習するという認識を持つためにこの表記に改めたという経緯がある。なお、各学校には今年4月に周知している。

【寺田会長】

- ・経緯は分かったが、部落問題学習がきちんと実施されるような記述になるよう、文章を改めるとともに、その際、やさしい日本語を意識して対応してほしい。
- ・また、第3章第2節1の「実施施策」(4)で、「人権感覚」の「覚」が脱字と思われる。それと、第3章第2節3の「現状と課題」で、副読本「にんげん」には配置年月日がかかれていたので、新潟県同和教育研究協議会が発行した「生きる」も配置年月日を書いてはどうか。さらに「『生きるⅢ』から順次配置して」という表記に改めてはどうか。それ以外には、第4章第1節の「実施施策」(1)のタイトルを「障害者差別の解消に関する取組」に改めるとともに、第4章第2節の「現状と課題」で、「国や地方公共団体は、」を法律の条文に合わせて「国及び地方公共団体」にしてはどうか。

【大島人権・同和対策室長】

- ・指摘の部分は改める。

【小黒委員】

- ・第4章第4節の「現状と課題」で、上越管内の障害のある人の雇用状況は「2019（令和元）年以降、着実に雇用が進んでいる」とあるが、「2019年以降」とした趣旨を確認したい。法定雇用率を超えたのが2019年なので、もしかしたらそれが理由かもしれないが、ハローワーク上越における障害のある人の雇用率は2019年に限らずここ数年着実に伸びている。

【宮崎福祉課長】

- ・表記については、産業政策課にも確認し検討する。

【寺田会長】

- ・第5章第3節の実施策(2)で、「クォータ制」が出てくるが、現在市で取り組んでいるのか。

【道場男女共同参画推進センター長】

- ・市の第3次男女共同参画基本計画に全庁的な取組として位置付け、市の各種委員会や審議会などにおいてクォータ制を推進しており、男女同数、あるいは男女差が1人以内で、既に達成している委員会や審議会もある。また、委員会等の規則にクォータ制の働きかけを謳っているところもある。

【佐藤委員】

- ・第6章第2節2の「施策の基本方向」で、「国際的な人権感覚」とあるが、日本は国際人権規約を批准していることからすると、この部分の「国際的な」は不要ではないか。
- ・また、外国人が急激に増えている現状からすると、多文化共生社会の実現をめざすのであれば、人権の視点で必要な施策をこの計画に盛り込む必要がある。そこで国際理解教育と多文化共生社会の違いは何か。国際理解教育は他国のことを知り、それを認めること、そこまでだと思っている。一方、多文化共生社会は文化を尊重し理解し合える人間関係を作ること、相手の特徴や多様性を引き出し、新しい資源として活用することであり、奥深いものと認識している。それをめざすのであれば、人権の視点で必要なのは国際理解教育ではないと考える。外国人に必要なのは相談対応の充実や啓発の推進、教育環境の充実などが挙げられるので、併せて検討してほしい。

【栗原委員】

- ・当校も佐藤委員の指導のもとで国際理解教育を進めているが、多文化共生社会がとても重い意味ということを知っていただいた。委員の話聞いていて、この部分の記述を検討する必要性を感じた。

【太田共生まちづくり課長】

- ・今ほどの意見は、昨日メールでもいただいたが、改めて考えさせられたところである。これを機会に、第6章第2節2の「施策の基本方向」の「国際的な人権感覚」の記述を改め、多様性というものに対する取組が分かるような表現にしたい。何より多文化共生社会や人権に関しても互いの「寛容さ」という視点で、その中身が具体的に分かるような記述を入れたいと考えている。その際、外国人の立場の視点も「施策の基本方向」にできる限り取り入れたい。
また、国際理解教育の表現を改めることについて、現状においては互いの文化や考え方の違いを知ることが大事であることから、今のところ具体的な案は持っていないが、今後、教育委員会との協議の中で、見直せるものは見直していきたい。

【牧井学校教育課副課長】

- ・国際理解教育については、確かに佐藤委員の言うとおりのので、検討の余地はあると思っている。

【宇賀田委員】

- ・今私が一番懸念しているのは、人権総合計画に載っていないが、一人暮らしの未婚男性が、引きこもりに近い状態で親の年金を頼りに生活している60代が増えていること。これから先も増えていくと思うので気になっている。

【大島人権・同和対策室長】

- ・介護が必要な方を含めて高齢者の方の人権は、章立てして今現在も取り組んでいる。一方で委員が言われた未婚男性の方は、人権上の弱者ではないと考えている。この人権総合計画でそういった方を取り上げるのではなく、市の結婚対策や生活支援対策などの別の形で政策的に議論することが必要ではないかと感じた。

【寺田会長】

- ・宇賀田委員の意見は、次期人権総合計画には盛り込まないこととするが、現実に一人暮らしの未婚男性が増えていることはしっかりと踏まえておく必要がある。

【龍池委員】

- ・第8章の関連で、児童虐待などで児童相談所等が機能しているのか。なかなか活

動が見えてこないような気がする。

【柳澤すこやかなくらし包括支援センター次長】

- ・児童虐待は全国的に増えており、市でも増加傾向ある。令和2年度は289世帯を支援している。早期発見には地域の方の見守りや気づきが大事である。「地域で子どもが大きな声で泣いて、親の怒鳴り声が聞こえる」とか、「夜遅く子どもが家の外にいる」など、地域の方が「おかしい」と感じたら、躊躇せずに当センターか児童相談所に通報してほしい。市民の一報が早期発見だけでなく、その家庭への早期支援に繋がるので、引き続き市民に理解と協力を求めていく。

【嶋田委員】

- ・第8章第1節の「実施施策」(3)で「保護者のない児童」という表現は、少し違和感がある。「保護者のいない児童」が適当ではないか。

【米山こども課長】

- ・実際に保護者がいない場合や、保護者がいてもその保護者に監護させることが不適當の場合がある。それらを児童福祉法で「保護者のない児童」と言っている。

【寺田会長】

- ・第8章第2節2の「実施施策」(2)の「教職員に対する研修」で、市学校同和教育推進協議会と同和教育研究指定地区制度を活用して教職員の研修を実施するとあるが、実際にこの2つは機能するのか。

【栗原委員】

- ・広く捉えると同和教育の中にも関わっていくとは思いますが、子どもの権利に関わる学習と一致するかというと違和感がある。市学校同和教育推進協議会と同和教育研究指定地区制度は、部落問題学習に関わる組織と制度なので、子どもの権利に結びつくかと言われると無理があると思われる。

【牧井学校教育課副課長】

- ・確かにこの部分に市学校同和教育推進協議会と同和教育研究指定地区制度を入れるのは不適切と感じている。実際には子どもの権利に関する通知は出しているので、何かしらこれに代わるものがあるか確認していきたい。

【寺田会長】

- ・何ができるのか、ここでしっかりと実施施策で整理しておかないと次の実施計画の段階で取組内容が書けなくなると思う。これと同じことが第8章第2節の「実施施策」(6)の「また以下の部分」にも言える。こういうことで子どもの人権の

確保に向けた支援に繋がるのか。

【栗原委員】

- ・「また以下の部分」については、部落問題学習に関わる指導主事の訪問、そして各学校の指導になるので、子どもの権利に関わることには繋がりにくいと思う。

【寺田会長】

- ・この部分に関して、施策として実際に学校教育課で何ができるのか。

【牧井学校教育課副課長】

- ・何ができるのか、まずは現在行っていることを把握し、整理していきたい。

【龍池委員】

- ・第8章第2節の「実施施策」(6)に「各校において年間指導計画の改善（副読本と手引きの活用）等」とあるが、具体的に副読本と手引きはあるのか。また、そういったものを活用していくということか。

【米山こども課長】

- ・子どもの権利学習テキスト「えがお」を小学校1年生から中学校3年生まで、各学年に合ったテキストを配付し、各学校で人権教育に活用してもらっている。

【栗原委員】

- ・第9章の中に「偏見や差別」という表現がいくつか出てくるが、「偏見・差別」、「差別・偏見」、「差別や偏見」もあるので、できるだけ統一した方がよい。

【大島人権・同和対策室長】

- ・基本的に記述は統一する。

議題(2)報告事項 ①「第72回全国人権・同和教育研究大会」の書面開催について

②「令和3年度版人権・同和対策事業の概要」の配付について

③「公正な採用選考に向けた研修会」の開催について

資料に基づき、太田人権・同和対策室副室長が概要を説明

議題(3)その他

特になし

8 問合せ先

自治・市民環境部 共生まちづくり課 人権・同和対策室

TEL：025-526-5111（内線2329、2330） E-mail：jdtaisaku@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。